

ZEROから考えるインターネット運用と ブロッキング

2018/01/25

日本ネットワークイネイブラー株式会社
石田慶樹

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策 (2018/4/13)

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策関係会議

1. 背景

▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

▶ 当面の対応としては、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。

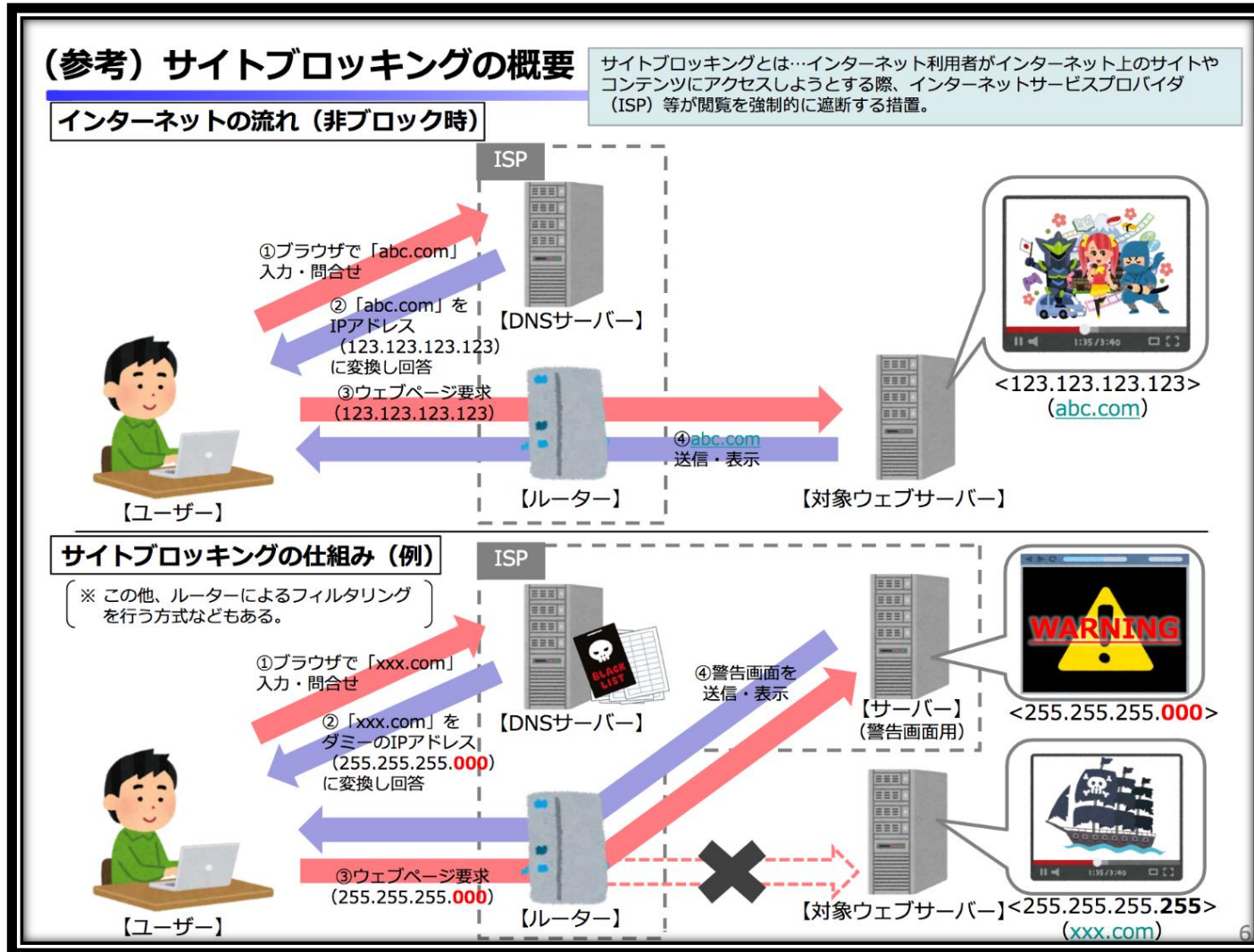
▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

サイトブロッキングとは



https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/contents/dai3/siryou1.pdf

なぜ大騒ぎになっているのか？

- 憲法に規定されている「通信の秘密」の侵害を招きかねない「サイトブロッキング」の実施を、必要十分な手続きを経ずに決定したことによる！

ブロッキング容認派

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

▶ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだと
しても、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能で
あることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、
違法性が阻却されるものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

- 法的にも問題ないし、被害額も大きく海賊版サイトブロッキングはやむなし

ブロッキング反対派

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

▶ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだと
しても、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能で
あることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、
違法性が阻却されるものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

- 緊急避難の要件を満たしていないのでは？
 - 「～満たす場合には」
緊急避難の条件を満たすとは言っていない。
 - ～ものと考えられる
阻却されると断定はしていない。
- 通信の秘密や通信の自由を侵害し、検閲にも該当しうる重大な措置で法的に大きな問題

「通信の秘密」

日本国憲法

第二十一条 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

「通信の秘密」とは

- 「通信の秘密」は、個人の私生活上の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する（プライバシーの保護）とともに、通信が人間の社会生活にとって不可欠なコミュニケーション手段であることから、憲法上の基本的人権の一つとして憲法第21条第2項において保障されている。
- 電気通信事業法では、憲法第21条第2項の規定を受けて電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密を保護している。（電気通信事業法第4条第1項）通信の秘密を侵害した場合には罰則が適用される（同法第179条）。また、電気通信事業者の業務の方法が通信の秘密の確保に支障があると認められるときは、総務大臣による業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第1号）。このように、電気通信事業法上、通信の秘密は厳格に保護されている。

※総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言(平成22年5月)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban08_02000041.html

「通信の秘密」

問

パケットのヘッダを見てルーティングすることは、「通信の秘密を侵害」するのでしょうか？

答

パケットのヘッダを見てルーティングすることは、「通信の秘密を侵害」。

しかし正当業務行為として違法性阻却される

違法性阻却される = 通信の秘密を侵害するが違法ではない

「通信の秘密」

- 「通信の秘密」は、通信内容はもちろんのこと、通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号などの当事者の識別符号、通信回数等、これらの事項を知られることによって通信の意味内容が推知されるような事項全て（通信の構成要素）を含むものである。電気通信事業に従事する者に対しては、通信の秘密のほか、契約の際に入手した契約者の個人情報等、個々の通信の構成要素とはいえないが、それを推知する可能性のあるものに対しても、守秘義務を課している。
- 「通信の秘密」には「ペイロード」のみならず「ヘッダ」および日時や回数や当事者情報等（構成情報）も含む。
- 「電気通信事業者の取扱中に係る」とは、発信者が通信を発した時点から受信者がその通信を受ける時点までの間をいい、電気通信事業者の管理支配下にある状態のものを指している。

※総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言(平成22年5月)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban08_02000041.html

通信の秘密の侵害

- 通信の秘密を侵すとは、通信当事者以外の第三者が積極的意志をもって通信の秘密を知り得る状態に置くこと（「知得」）のほか、第三者にとどまっている秘密そのものを他人が知り得る状態に置くこと（「漏えい」）及び発信者・受信者の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること（「窃用」）も、それぞれ独立して秘密を侵すことに該当する。
- ここにいう、知得や窃用には、機械的・自動的に特定の条件に合致する通信を検知し、当該通信を通信当事者の意思に反して利用する場合のように、機械的・自動的に処理される仕組みであっても該当し得る。

通信の秘密の侵害

- 通信の秘密を侵害しても良い場合
 - 通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意
 - 違法性が阻却される一定の事由が認められる場合
 - 正当行為
 - 緊急避難
 - 正当防衛

通信の秘密：通信当事者の同意

- 通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意
 - 同意に当たっての判断材料を提供するための運用について透明性が確保されることが必要
 - ア 配慮原則を踏まえて、運用基準等を策定し、試験・実験であっても、これを適用してサービスをすること。
 - イ 利用者から同意を取得する際に、その判断材料として、「取得の事実、対象情報を取得する事業者の氏名又は名称、取得される情報の項目、取得方法、第三者提供の事実、提供を受ける者の範囲、提供される情報の項目、利用目的、保存期間、利用者関与の手段について」については、利用者が容易に認識かつ理解できる形で利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置くこと。
 - ウ 利用者に対して、容易に利用可能なオプトアウトの機会を提供すること。

通信の秘密：正当行為

- 法令に基づく行為
- 正当業務行為
 - ア. 通信事業者が課金・料金請求目的で顧客の通信履歴を利用する行為、
 - イ. ISP がルータで通信のヘッダ情報を用いて経路を制御する行為等の通信事業を維持・継続する上で必要な行為に加え、
 - ウ. ネットワークの安定的運用に必要な措置であって、目的の正当性や行為の必要性、手段の相当性から相当と認められる行為（大量通信に対する帯域制御等）

通信の秘密：緊急避難

刑法37条

① 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。

- ① 危難の現在性
- ② 行為の補充性
- ③ 法益の権衡

- 緊急避難として違法性が阻却されるためには①②③の全ての要件を満たすことが必要

通信の秘密：緊急避難

- 緊急避難が認められると整理された事例としては、
 - 人命保護の観点から緊急に対応する必要がある電子掲示板等での自殺予告事案について、ISP が警察機関に発信者情報を開示する場合
 - ウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で児童の権利等に重大かつ深刻な法益侵害の蓋然性があるといえる児童ポルノに対するブロッキングを行う場合

通信の秘密：よくある誤解

- 「DNSブロッキングにおいて、DNSへの問い合わせはISPとの通信なので通信の秘密の侵害には当たらない」
- DNSの問い合わせとWebとの通信は分解できるか？
 - 「サイト閲覧までの通信過程を分断して、ユーザとISP間の通信部分のみを切り出し、ISPを通信の一方当事者とみなした上で、通信当事者であるISPによる利用であるから通信の秘密の侵害には該当しないとする見解がある。これは、主にDNSポイズニングの手法について通信の秘密の保護を回避するための解釈と推察される。
 - ウェブサイトの閲覧は、一般に、1ユーザがアクセス先のホスト名に対応するIPアドレスを照会し、2照会を受けたISPのキャッシュサーバがユーザに当該IPアドレスを回答し、3ユーザはそのIPアドレスをもって再度同じISPを経由して目的のサイトにアクセスするという過程を経ることから、このうち1と2部分のみを取り出せば、物理的には、ユーザとISPとの間で通信が行われているように見えないこともない。
 - しかしながら、通信の秘密の保護の趣旨は、物理的な電気通信それ自体の保護ではなく、通信の意味内容を保護することにより、通信当事者の合理的意思や通信の性質・目的を無視して、物理的な通信過程のみに着目することは、一般的に妥当な解釈とは言い難い。ウェブサイト閲覧に際して、ユーザにもISPにもお互いを相手方として通信をする意図はなく、ましてユーザ側が、自分のウェブサイト閲覧に関する情報の全てを通信媒介者にすぎないISPに委ね、その情報をISPが自由に知得・利用・第三者提供等することを容認しているとはおよそ考えられない。」

<https://www.good-net.jp/files/original/201711012219018083684.pdf>

経緯(1/6)

- 2018年2月16日
 - 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第3回）
「インターネット上の海賊版対策に関する論点整理」（議事録非公開）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/contents/dai3/gijisidai.html
- 2018年3月19日
 - 菅官房長官が会見 マンガやアニメなどの海賊版サイトに対して
「サイトブロッキングを含めて、現在あらゆる方策の可能性を検討している」とコメント
- 2018年4月6日
 - メディアによる報道
「政府が悪質な3海賊版サイトについて、一時的な緊急避難としてISPへの要請を検討中」
- 2018年4月11日前後
 - NTT、KDDI、Softbankの3社に対して、ブロッキングに関する事前の説明（総務省）
 - 大手ISP4社に対する説明（総務省）

経緯(2/6)

- 2018年4月13日
 - 「知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議」を開催
「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を決定
 - <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai29/29gijisidai.html>
 - 内閣官房長官会見
- 2018年4月21日
 - 「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム」一般財団法人情報法制研究所
 - <https://www.jilis.org/events/2018/2018-04-22.html>
- 2018年4月23日
 - NTTとNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTぷららは海賊版サイトへの接続遮断（ブロッキング）を実施する方針を発表
 - <http://www.ntt.co.jp/news2018/1804/180423a.html>
- 2018年4月26日
 - 中澤佑一弁護士がNTTコミュニケーションズを提訴：「海賊版サイト」ブロッキング差し止め裁判

経緯(3/6)

- 2018年6月3日
 - 「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」一般財団法人情報法制研究所情報法制研究タスクフォース
 - <https://www.jilis.org/proposal/data/2018-06-03.pdf>
- 2018年6月21日
 - 「海賊版サイト」ブロッキング差し止め裁判第1回口頭弁論
- 2018年6月22日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第1回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/gijisidai.html
- 2018年6月22日
 - 海賊版サイト対策に関する討論会(niconicoと一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の共催)
 - <http://live.nicovideo.jp/gate/lv313681156>
- 2018年6月26日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第2回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai2/gijisidai.html

検討会議構成員

氏名	所属
有木節二	(一社) 電気通信事業者協会専務理事
石川和子	(一社) 日本動画協会理事長 日本アニメーション(株)代表取締役社長
上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
川上量生	カドカワ(株) 代表取締役社長
後藤健郎	(一社) コンテンツ海外流通促進機構代表理事
穴戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
瀬尾太一	(一社) 日本写真著作権協会常務理事 (公社) 日本複製権センター代表理事
立石聡明	(一社) 日本インターネットプロバイダー協会副会長
◎中村伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
長田三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

氏名	所属
野間省伸	(株) 講談社代表取締役社長
林いづみ	弁護士、桜坂法律事務所
福井健策	弁護士、骨董通り法律事務所
堀内浩規	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟理事・通信制度部長
前村昌紀	(一社) 日本ネットワークインフォメーションセンターインターネット推進部部長
丸橋透	(一社) テレコムサービス協会サービス倫理委員長
◎村井純	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長
森亮二	弁護士、英知法律事務所
山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
吉田奨	(一社) インターネットコンテンツセーフティ協会理事

経緯(4/6)

- 2018年7月18日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第3回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai3/gijisidai.html
- 2018年7月25日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第4回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai4/gijisidai.html
- 2018年8月10日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)勉強会
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/benkyoukai/gijisidai.html
- 2018年8月24日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第5回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai5/gijisidai.html
- 2018年8月30日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第6回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai6/gijisidai.html

第5回に何があったか？

- 「冒頭、異例のあいさつ 海賊版サイト対策で深まる対立」
- <https://www.asahi.com/articles/ASL8Y53LKL8YUCVL01L.html>

象徴的だったのは、24日の5回目の会議。総務省でネット利用者の保護などを担当する消費者行政第二課長が、接続遮断は、プロバイダーが利用者を守る立場から監視する役割に変わると指摘。「今後のネット社会のあり方として、監視の方向に進むのか、自由なネット社会を目指すのか」と警鐘をならした。この発言に対し、知的財産に詳しい弁護士が「政府の一員としての総務省が、そのような次元の対立軸をいまさら立てることに奇異な感を持った」と批判した。

経緯(5/6)

- 2018年9月2日
 - 著作権侵害サイトによる海賊版被害対策に関するシンポジウム
 - <https://www.jilis.org/events/2018/2018-09-02.pm.html>
- 2018年9月13日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第7回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai7/gijisidai.html
- 2018年9月19日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第8回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai8/gijisidai.html
- 2018年10月9日
 - 東京地方裁判所がクラウドフレアに「発信者情報開示」命令
- 2018年10月10日
 - 運営者とみられる人物に関する情報を、クラウドフレア社から得ることに成功
- 2018年10月10日
 - 海賊版サイトブロッキングについて考えるシンポジウム～ISPは著作権侵害における加害者か？～
 - <https://www.jaipa.or.jp/topics/2018/10/isp.php>

第8回目で提出された意見書

資料4

2018年9月19日

知的財産戦略本部
インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

中間まとめ（案）に対する意見書

検討会議委員	有木 節二
同	宍戸 常寿
同	立石 聡明
同	長田 三紀
同	堀内 浩規
同	前村 昌紀
同	丸橋 透
同	森 亮二
同	吉田 奨

事務局が提出する中間まとめ（案）は、ブロッキング法制化の可否について賛否両論があったということを確認するに留まるものであり、本検討会議の外でブロッキング法制化を決定し、国会への法案提出を強行することを可能にする内容となっています。このまま法制化に向けたとりまとめを強行すれば、今後の他の海賊版対策（著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、広告出稿の抑制、検索結果からの削除・表示抑制、フィルタリング強化、アクセス警告方式の導入、CDN への対応など）において必要不可欠な権利者と電気通信事業者・消費者間の協力関係の構築にも大きな支障が生じることは明らかであり、法制化をいったん見合わせ、他の手段の効果を見てから検討を再開する等の選択肢が当然に検討されるべきです。

にもかかわらず、事務局がこのような選択肢に見向きもしないのは、異常な対応というほかはなく、翻って、本検討会議が当初から、ブロッキング法制化を企図する事務局による単なる「形作り」に過ぎないものであったことを物語るものです。

私たちは、海賊版サイトの被害が深刻なものであることを理解し、それぞれの立場で対策に協力する前提で、この検討会議に参加しました。しかしながら、仮に、事務局が、私たちが大切だと考える価値にまったく理解を示さないまま、ブロッキングの法制化を強行することがあれば、海賊版サイト対策に向けた権利者と電気通信事業者・消費者の協力関係は、阻害されることとなるでしょう。

私たちは、①ブロッキングを可能にする法律には強い憲法違反の疑いがあること、②他の手段の実効性を検証するまで法制化はいったん見合わせるべきであること、の2点を明記し、さらに③具体的な法制度の内容部分は削除しまたは参考情報に留めることとしない限り、中間まとめ（案）に反対します。

経緯(6/6)

- 2018年10月11日
 - 「インターネット上の海賊版対策の進め方に関する意見書」の発表
 - <https://www.jilis.org/proposal/data/2018-10-11.pdf>
- 2018年10月15日
 - インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第9回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/gijisidai.html
- 2018年10月30日
 - 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第1回)
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dai1/gijisidai.html
- 2018年11月21日
 - 「漫画のインターネット流通環境整備に関する勉強会」発足
 - https://www.kri.sfc.keio.ac.jp/ja/press_file/20181121_apl.pdf
- 2018年11月23日
 - 日経ビジネス 敗軍の将、兵を語る > 海賊版対策、まとまらず 住田孝之氏 [内閣府知的財産戦略推進事務局長]
 - <https://business.nikkei.com/atcl/NBD/15/226889/111900180/>
- 2019年1月14日
 - 一部報道「海賊版「ブロッキング」法制化断念」
 - <https://www.sankei.com/economy/news/190114/ecn1901140005-n1.html>

第9回目で提出された意見書

資料9

2018年10月15日

知的財産戦略本部

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

中間まとめ（案）に対する意見書

検討会議委員	有木 節二
同	宍戸 常寿
同	立石 聡明
同	長田 三紀
同	堀内 浩規
同	前村 昌紀
同	丸橋 透
同	森 亮二
同	吉田 奨

事務局が提出する中間まとめ（案）は、依然として、ブロッキング法制化の当否について賛否両論があったことを確認する内容であり、ブロッキング法制化を強行する意図をあらわにしたものとなっています。前回検討会議（第8回）において、ブロッキングの法制化に違憲の疑いがあることが法律家委員のほぼ全員によって確認され、法制化の棚上げについても、多くの委員の賛成があったにもかかわらず、その議論が案文に反映されていないことは極めて遺憾です。

現在、出版社側、通信事業者側双方の有志が集まり民間同士の協力のあり方について前向きに協議が行われつつあります。このような流れがある中で、事務局がブロッキングの法制化をすすめることは、民間の協力関係に、再度亀裂をいれることにつながります。事務局は、私たちを含む多数の検討会委員の意見を無視するのではなく、ブロッキング法制化の強行を断念すべきです。

以上の観点から、最新版の中間まとめ（案）の第4章についてはその全文を削除し、下記のとおり修文することを求めます。

記

上述の各章において、委員の間に異論があった。しかしながら、それらを踏まえて、今後の進め方については、以下のとおり合意することができた。

すなわち、ブロッキングの法制化については、法律を専門とする全委員の間で、現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致をみた。また、ブロッキングの法制化に固執すること自体が民間同士の協力をかえって妨げている状況が認識された。

そのため、本検討会議は、ブロッキングの法制化については一旦見送った上で、民間の協力においてブロッキングを除く対策を総合的に推進するべきであると考え（第3章は本中間まとめの参考情報とする）。今後、民間の自主的な話し合いをもって迅速に協力体制が構築され、ブロッキングを除く諸対策が立案・遂行され、それらの効果検証がなされると共に、海賊版サイトによる被害が速やかに収束することを期待する。

知財本部での「とりまとまらず」

2018年10月15日

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第9回)



「対立激化の海賊版対策、まとまらず迷走 中間まとめ→× 報告書→× 延長も不透明」
https://www.bengo4.com/internet/n_8693/

2018年10月30日

知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第1回)



「「ブロッキングについてはまとまらず」混乱つづいた海賊版対策「座長メモ」の形で報告」
https://www.bengo4.com/internet/n_8767/

知財本部事務局の考え

日経ビジネス 2018年11月23日
「敗軍の将、兵を語る」

敗軍の将、兵を語る

敗軍の将、兵を語る

海賊版対策、まとまらず

住田孝之氏 [内閣府知的財産戦略推進事務局長]

2018年11月23日 白

印刷 クリップ

海賊版サイトへの「ブロッキング（接続遮断）」などを論じる内閣府の検討会議が暗礁に。憲法で保障された「通信の秘密」に触れる可能性があるとして反対派が糾合。中間報告すらまとめられない異例の事態になった。



[内閣府知的財産戦略推進事務局長]
住田孝之氏

1985年、東京大学卒、通商産業省（現経済産業省）に入省。自由貿易協定やエネルギー政策、イノベーション政策、法人税改革などに携わった後、2015年から商務流通保安審議官。17年7月から内閣府に出向し、現職。

SUMMARY

ブロッキング検討会の概要

「漫画村」など大規模な海賊版サイトの対策を巡り、政府はブロッキング（接続遮断）の法制化の検討を開始。内閣府は課題を議論する有識者会議を6月に立ち上げ、憲法や知財の専門家、コンテンツ産業の代表者ら20人が参加した。しかし、賛成派、反対派の対立が深まり、10月の最終回の会議でも報告書すらまとまらないまま、無期限延期となった。

今後の見通し

海賊版「ブロック」法制化断念 政府、広告抑制など総合対策で対応

2019.1.14 18:00 | 経済 | 産業・ビジネス



政府は、漫画などを無料で公開している海賊版サイトの対策として検討してきた、強制的に閲覧を止める「接続遮断（ブロック）」の法制化を断念する方針を固めた。今月下旬招集の通常国会への関連法案提出を検討してきたが、憲法上の

権利を侵害するおそれがあることなどから、法制化は時期尚早と判断した。政府は広告出稿の抑制を促すなど接続遮断以外の方法による海賊版サイトへの総合対策を策定。2月にも工程表をまとめ、早期の対策に乗り出す。

海賊版「ブロック」法制化断念 政府、広告抑制など総合対策で対応

<https://www.sankei.com/economy/news/190114/ecn1901140005-n1.html>

海賊版サイトのブロック法整備 通常国会見送りへ

2019年1月17日 4時41分 IT・ネット

マンガなどを無断でインターネット上に公開する「海賊版サイト」を閲覧できないようにする「ブロック」について、政府は、通信の秘密を保障した憲法に違反するおそれがあるなどの批判が根強いことから、通常国会での法整備を見送る方針を固めました。

マンガやアニメなどを無断でインターネット上に公開する「海賊版サイト」をめぐっては、著作権を侵害し、出版社や制作者に被害が及んでいるとして、政府は有識者会議を設けて対策を検討してきました。しかし、「海賊版サイト」を閲覧できないようにする「ブロック」の導入は、通信の秘密を保障した憲法に違反するおそれがあるなどの反対意見が出され、検討は中断されたままになっています。

こうした状況を踏まえ、政府は通常国会で「ブロック」を導入するための法整備を見送る方針を固めました。一方で、海賊版サイトに利用者を誘導する「リーチサイト」を規制する著作権法の改正案を提出する方針です。

ただ、国内からのアクセスが増えている「海賊版サイト」も依然として残っていることから、政府は、抜本的な対策が必要だとして「ブロック」の導入についても引き続き検討したいとしています。

海賊版サイトのブロック法整備 通常国会見送りへ

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190117/k10011780331000.html>

ブロッキングの問題点

- 通信の秘密の侵害
 - エンドユーザが接続しようとするサイトへのDNSの問い合わせが「すべて」知得される
- インターネットの完全性の侵害
 - インターネットの仲介者によって「否応なく」情報のブロックもしくは書き換えが行われる

保護するものと、失うものの、バランス



ブロッキングの問題点 ー通信の秘密の侵害ー

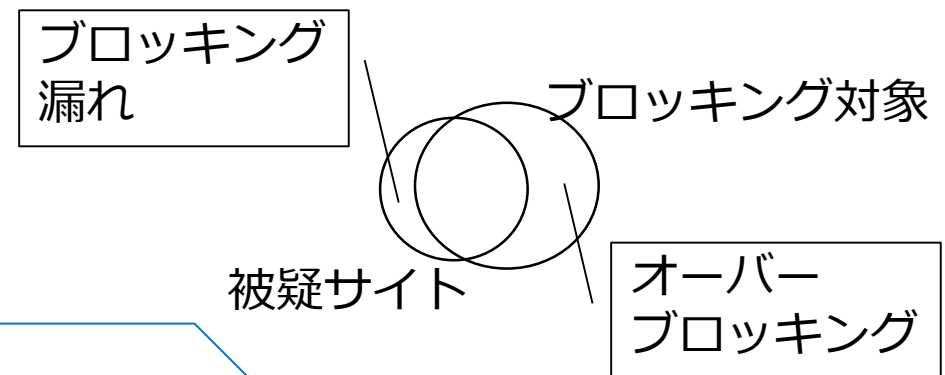
- エンドユーザーの「すべての」DNS Query をモニタし一部のみブロックすることは、よく考えるとエンドユーザー全員に対する大規模サーベイランスを行っていることとなる。
- DNS Queryにおけるプライバシーが大きな問題となっているにも関わらず、そのような議論はなされていない。
- ただ、これは「児ポブロッキングでやっているではないか？」という問いかけに対しての諸刃の剣であるとも言える。
- そこで出てくるのが「法益均衡」の概念となる。

ブロッキングの問題点 ーインターネットの完全性の侵害ー

- ブロッキングが実施されると、エンドユーザが「自由に」サイトにアクセスすること、サービスを利用すること、さらにはアプリを動かすことが阻害される。
- つまり「ネットワークの中立性」の概念を大きく損なう事態を招くこととなる。

事業者(ISP)から見たブロッキングの課題

- ISPの運用に関わる課題
 - ブロッキング対象
 - オーバーブロッキング
 - ブロッキング漏れ
 - ブロッキングリストの更新
 - ブロッキングした際のユーザケア
通知／カスタマ対応



詳細については
この後の岡田氏、末松氏のプレゼンテーションで